

2026年 総会開催のご案内

会員各位

平素より江東区トライアスロン連合の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、下記の通り 2026年総会を開催いたしますので、ご多忙のところ恐れ入りますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

■ 日時

2026年3月8日(日) 15:00~18:00(予定)

※事前の理事会の終了時間によっては開始時間が遅れる場合がございます。

■ 会場

江東区古石場文化センター第1会議室

■ 総会議題

第1号議案. 役員の変更

秋山充二郎: 理事 ⇒ 副会長

岸 英隆: 副会長 ⇒ 相談役

和田橋 明: 理事(再任)

中山 茂: 辞任

第2号議案. 会計年度変更について

会計年度を暦年会計(1月~12月)から年度会計(4月~3月)に変更する

それに伴い、2026年1月~3月における特別決算を実施する

第3号議案. 江東区トライアスロン連合におけるキャラクター「KOTORA君」について

第4号議案. 江東区スポーツ協会への入会について

第5号議案. 江トラ正会員の募集について

【報告事項】

第6号議案. 2025年度 活動報告/会計報告

第7号議案. 2026年1月~3月期 活動報告/会計報告について

第8号議案. 2026年度 活動計画および予算案

第9号議案. 江東区トライアスロン名義の口座開設と Peatix による決済の開始について

その他

■ 出欠について

ご出席のご連絡は、Peatixにてエントリーください。 <https://peatix.com/event/4771878/view>

会場の関係から現地には最大15名程度の人数となるため、人数を超える場合はリモート会議を開催します。

尚、本総会は規約に基づき全役員数の2分の1以上が出席することで成立致します。各議案は出席者(委任含む)の議決権の過半数をもって決議いたします。

会員(登録会員、賛助会員)の皆様において欠席の場合、事前電子投票を実施頂くか、または審議事項は議長(理事長)に委任するものとします。【事前電子投票 URL <https://forms.gle/W63Uk3nPxazvnaqT8>】

江東区トライアスロン連合

理事長 成塚 朋也

第1号議案. 役員の変更

秋山充二郎： 理事 ⇒ 副会長
岸 英隆： 副会長⇒ 相談役
和田橋 明： 理事（再任）
中山 茂： 辞任

第2号議案. 会計年度変更について

会計年度を暦年会計（1月～12月）から年度会計（4月～3月）に変更を行う。

それに伴い、2026年1月～3月における特別決算を実施する。

尚、総会時点で2026年1月～3月期間の決算を実施し、そこから大きな変更がなければ理事会内の承認で決算を実施するものとする。

第3号議案. 江東区トライアスロン連合におけるキャラクター「KOTORA君」の採用について

トライアスロンにおけるハードできついイメージを払拭し、初心者でも親しみを持ってもらう事を目的に、KOTO Triathlon Union のキャラクターとして、トライアスロンをモチーフとした「KOTORA君」を採用し、子供層・若年層への普及に向けた活用を進める



第4号議案. 江東区スポーツ協会への入会について

江東区トライアスロン連合として、江東区スポーツ協会への入会の可否について審議する。

【加入メリット】

- ・国スポ大会の開催と選手推薦へのサポート（東京都市区町村で20以上の団体加盟が必要。現在20団体）
- ・海の森トライアスロンにWネーム大会として「江東区スポーツ大会 海の森トライアスロン」（江東区トライアスロン連合主催）開催の可能性あり
- ・スポーツ協会に理事1名、評議員2名を選出できる
- ・スポーツ振興功労者、優秀選手、優秀チームの推薦ができる
- ・東京都スポーツ大会派遣選手を推薦できる
- ・子供向け、シニア向け事業に関する助成金あり
- ・江東区スポーツ施設の優先予約団体に（夢の島陸上競技場など）

【加入デメリット】

- ・理事は1～2カ月に一度の会合に出席（平日夜間）が必要。評議員は年に一度の出席
- ・正会員費（年間15,000円）と賛助会員（1口1,000円）の支払いが必要
- ・毎年団体の活動報告提示

これ以外に、江東区や東京都主催のイベントへのボランティア協力依頼が想定される。

尚、加入を勧める場合も、江東区スポーツ協会側の審査があり必ずしも加入できるとは限らない。

第5号議案. 江トラ正会員の募集について

今現在、江東区トライアスロン連合の会員は、TRIJ 会員登録の際に東京都江東区を指定した人が対象となっている。しかし昨今の練習会では江東区会員以外からの参加者も多く、規約第5条に従い、賛助会員を改めて定義し募るものとする。

第5条 この団体に次の会員を置く。

- (1). 登録会員 日本トライアスロン連合に加盟（JTU 登録）し、市区団体に江東区を選択した者
- (2). 賛助会員 この団体の事業を援助する個人または団体
- (3). 役員会員 この団体の役員として選出されている

賛助会員（案）：任意で1口千円からの賛助金を収める事で、賛助会員として登録できるものとする。（期間は1年間）。決議後、速やかに登録方法等の案内を周知します。

尚、第6号議案以降は総会にて報告させていただきます。